

喜多方市雇用相談センターとは

喜多方市では、市内に住所がある方または市内への就職を希望する方を対象に、雇用に関する相談業務を行っています。相談は無料、秘密は厳守いたしますので、お気軽にご利用ください。

(厚生労働大臣認可 無料職業紹介所 07-地-000012)

雇用相談センター

仕事を探している方
(求職者)

- ① ハローワークをはじめ関係機関からの求人情報を収集し求職相談に対応いたします。
- ② 職業訓練などについてのアドバイスをいたします。
- ③ 相談者一人ひとりのニーズに合わせた情報提供や就職に関する総合的な相談に対応いたします。

マッチング

働き手を探している事業所
(求人事業所)

- ① ハローワークと同様に求人登録をしていただくことができます。
- ② 雇用相談センターに登録している求職者の中から条件に合った方をご紹介します。

ご利用方法

- 市役所に直接お越しになるか、お電話でお気軽にご相談ください。
- 直接お越しの場合は、喜多方市役所本庁舎2階の商工課にお越しください。
- お電話の場合は、下記へお問い合わせください。

電話番号 0241-24-5233

利用時間 午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝祭日は除く）

求人情報については、下記をご活用ください

- 市ホームページ

<https://www.city.kitakata.fukushima.jp/site/syokou/37941.html>

ハローワーク喜多方／会津若松の求人情報誌を掲載しております。

- ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp>

全国のハローワークで受け付けた求人を様々な条件で検索できます。

求職申込をするにはアカウントの登録が必要ですので、最寄りの

ハローワークにご連絡ください。

ハローワーク喜多方 TEL：0241-22-4111



求人情報誌



ハローワーク
インターネットサービス

このパンフレットに関するお問い合わせは、

喜多方市雇用相談センター（商工課内）

〒966-8601 喜多方市字御清水東7244-2

TEL：0241-24-5233 FAX：0241-25-7073

小口生活援助資金

低所得世帯等の緊急な経済的問題の解決や生活の維持と安定を図るための小口貸付制度です。

- 貸付限度額 1世帯あたり5万円まで
- 償還方法 貸付を受けた日から1年以内で月賦または一括償還
- 連帯保証人 市内在住者1人

お問い合わせ 喜多方市社会福祉協議会 TEL：0241-23-7373

求職者支援制度

再就職、転職、スキルアップを目指す方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講する制度です。働きながらスキルアップを目指す在職者も対象です。訓練開始前～期間中～終了後まで、**ハローワークが求職活動をサポート**します。

● 訓練受講の要件

1. ハローワークに求職の申込みをしていること
2. 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
3. 労働の意思と能力があること
4. 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと



制度の詳細

● 給付金の要件

1. 本人収入が月8万円以下
2. 世帯全体の収入が月30万円以下
3. 世帯全体の金融資産が300万円以下
4. 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
5. 訓練実施日全てに出席する など

	無料の職業訓練＋給付金	無料の職業訓練のみ
離職者	● 雇用保険の適用がなかった方 ● フリーランス・自営業を廃業した方 ● 雇用保険の受給が終了した方など	● 親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など（親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	● 一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など	● 働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

● 求職者支援訓練

1. 訓練期間は2～6か月です
2. 訓練期間がより長い公共職業訓練（最長2年）も受講できます



訓練コースの検索

お問い合わせ ハローワーク喜多方 TEL：0241-22-4111